

# ワンストップ特例申請の提出書類および申請後の流れ

～確実に寄附金控除を受けるため、下記を必ずご確認ください～

## 【1】申請時の提出書類

下記（A）と（B）の両方が必要です ※申請書とすべての書類の記載住所が一致していること

(A) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第五号の五様式）

(B) 添付書類（同封の貼付台紙をご使用ください）

マイナンバーカードのある人

・マイナンバーカードのみで結構です。

マイナンバーカードのない人

・通知カードまたは個人番号入り住民票 と「顔写真」のある証明書 1点

組合せ例：通知カードと自動車運転免許証 / 通知カードとパスポート など

・通知カードまたは個人番号付住民票 と「顔写真」のない証明書 2点

組合せ例：通知カードと健康保険証と年金手帳 / 通知カードと健康保険証と児童扶養手当証書など

**令和 6 年 1 月 1 0 日必着**

## 【2】申請後、住所や氏名を変更した場合の提出書類

下記（C）と（D）の両方が必要です

(C) 「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」（第五号の六様式）

(D) 変更後の住所・氏名が記載された添付書類（書類の種類は上記【1】の（B）に準ずる）

**提出先および問合せ先**（同封の返信用封筒に切手を貼ってご送付ください。）

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1 美濃加茂市役所 商工観光課 観光振興係  
(ふるさと納税)

電話:0574-28-1141(直通) 平日 8時30分～17時15分

### ■ 以下の場合はワンストップ特例を申請しても適用されませんのでご注意ください

- ・寄附した翌年 1 月 1 日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなった（転居した）にもかかわらず、変更の届出がされていない。（上記【2】の提出書類を必ずお出しください。）
- ・6 団体以上にワンストップ特例を申請した。
- ・医療費控除や住宅ローン控除の申請などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした。  
(ワンストップ特例制度は、確定申告を行わない方専用の制度です。)

★ワンストップ特例制度の適用対象ではない方が、ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受けるためには、ご自身で確定申告を行う必要があります

## 申請後の流れ

- ① 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」の送付（随時送付）（美濃加茂市→寄附者）（寄附者にて保管ください）  
※申請を受理した後は、美濃加茂市が寄附者住所地の市区町村へ申請を行います。
- ② 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の送付（美濃加茂市→寄附者住所地の市区町村）（翌年 1 月に送付）
- ③ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の内容審査（寄附者住所地の市区町村で実施）（翌年 2 月以降）
- ④ 寄附者の住民税から控除（翌年 6 月頃から月割りで控除）（控除の詳細については、寄附者住所地の市区町村に直接ご確認ください。）

# 寄附金控除に係る申告特例申請書類の記入注意事項

●提出日を記入し、太枠内の項目を全てご記入・ご確認ください。

※寄附申込後に住所や氏名を変更した場合は、該当欄の余白に赤ボールペンで変更後の内容を記入してください。なお、**本申請書の提出後**に住所や氏名を変更した場合は、**変更届出書（第五十五号の六様式）**と**変更後の内容が確認できる添付書類**の提出が必要です（同封の「ワンストップ特例申請の提出書類および申請後の流れ【2】」参照）。

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 日	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
電話番号	個人番号
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。	
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者	
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請書（この申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

（取り敢えずご記入ください。）

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付票

住所	受付日付
氏名	殿
受付団体名	

第五十五号の五様式 附則第二条の四関係

●個人番号（マイナンバー）を記入。  
※生年月日が無記入の方は記入してください

◆ワンストップ特例申請に必要な2つの要件を、あらかじめレ点チェックしてあります。いずれか一方でも該当しない場合は、ワンストップ特例申請ができないため、**この申請書は提出せずご自身で確定申告を行ってください。**

●確定申告（または住民税申告）をしない方がレ点チェック。

●寄附先の団体が1年間（1/1～12/31）で5団体以内の方がレ点チェック。  
※寄附回数ではなく寄附先の数

\*次の方（確定申告する方）は、この申請書を提出できません。

- ・確定申告を行う自営業者の方
- ・医療費控除等で確定申告する方
- ・住宅ローン控除で確定申告する方